

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

青森県西津軽郡岩崎村

2. 構造改革特別区域の名称

白神のふもとどぶろく特区

3. 構造改革特別区域の範囲

青森県西津軽郡岩崎村の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

岩崎村は、青森県の西南端に位置し、南北に細長い地形となっており、南は秋田県と隣接し、西は豊穰の海「日本海」、東には世界自然遺産「白神山地」を含む白神岳（1,235m）、村内には津軽国定公園「十二湖」など日本でも有数のすばらしい自然資源を有する地域である。

また、平成12年度に当時の環境庁等で実施した全国星空継続観察で岩崎村の星空が全国で一番「星空観察」に適している地として選ばれるなど、岩崎村が有する海、山、湖、空などの自然環境は一級の観光資源であると言える。

面積は、173.58平方kmで、このうち山林原野の割合が一番大きく全体の92.5%を占め、次いで耕作地が5%となっており、住居は海岸沿いの地域に南北に広がる形で分布している。

(2) 気候・人口

気候は、年平均気温で12℃、年間降水量は平均1,497mm、年間日照時間は1,420.9時間程度であり、冬には降雪量が最大2メートルとなるなど、四季がはっきりした地域である。

人口は、昭和40年の5,432人をピークに、その後は平成7年の国勢調査では3,031人、平成12年では2,845人となっており、平成15年8月の推計人口では2,680人となるなど年々減少の傾向にある。

また、若年者の村外流出等により、近年、少子高齢化が急速に進み、平成16年4月1日現在で高齢化率が37.19%と青森県下一の高齢化率になっているほか、平成16年4月から村内の二つの小学校が一つに統合するなど、人口の減少、少子高齢化は、地域の活性化を目指す上で重大な問題となっているのが現状である。

(3) 産業の動向

産業は、戦後農林水産業が当地域の基幹産業であったが、若年層の村外流出と歩調を合わせるように離職者が増加していったことから、現在は就業者数の割合で見ると第1次産業が19.4%、第2次産業が建設業を中心に40.4%、第3次産業がサービス業を中心に40.2%となっている。

次に、村内純生産額の割合で見ると、第1次産業が8.8%、第2次産業が48.7%、第3次産業が42.6%となっており、公共事業に支えられた建設業を中心とした第2次産業の割合が高くなっている。

また、農業の純生産額の推移を見ると、平成5年は226百万円、平成7年は202百万円、平成12年は195百万円と年々低下の傾向にある。

(4) 地域づくり

岩崎村では、「元気で光り輝く村づくり」を目指し、健康・福祉、観光、自然環境分野に力を入れるとともに、明日の村の礎を築くための基幹産業として農林水産業の振興にも力を入れている。

特に、「住んで良い村・訪れて良い村」をコンセプトに、観光の拠点づくりとして「十二湖リフレッシュ村」、「サンタランド白神」を開設するとともに、世界自然遺産白神山地を実際に体験・学習できる「IWASAKI 白神教室」、「白神ブナの森わくわく塾」などのグリーンツーリズム事業や冬の岩崎を体験する「いわさきごっこまつり」などのウィンターツーリズム事業を実施するなど、都市と農漁村交流による村づくりへの取組みを進めており、交流を基調とした農林水産業、観光産業、サービス業などの産業間のネットワーク化による総合的な産業振興を目指している。

また、岩崎村は青森県の津軽文化圏と秋田県の県北文化圏の交わる地域であることから、独特の食文化を有していること、豊穰の海「日本海」の海の幸、世界遺産白神山地の山の幸、地元でつくった農作物など地域の食材が豊富であることなどの地域の特性を生かし、住民と行政が協働しながら、地産地消を進め地域振興につなげていこうという動きが出てきている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

岩崎村では、白神山地が平成5年に世界自然遺産に指定されたこともあり、首都圏からの観光客を中心に年々観光客が増加しているとともに、自然体験、自然学習、農林水産業作業体験等のグリーンツーリズム型の観光及びそれに伴う滞在型の観光を希望する観光客が増加してきている。

また、滞在型の観光客が増加してきている中で、全国的なスローフード、地産地消、安全・安心な食料への関心の高まりと相まって、「岩崎ならではの食のもてなし」への観光客のニーズがより一層高まっている。

こうした状況を踏まえ、当村では、引き続き地元住民と観光客との交流が図られ

るようグリーンツーリズム型観光への取組みやその拠点整備を進めていくとともに、地元の食材を使った郷土料理のメニューづくりなど「岩崎ならではの食のもてなし」の実現に向けて、「あずまし（津軽弁で「居心地の良い」等の意味）の宿」を合い言葉に官民協働で取り組んでいる。

このような取組みを進める中で、当構造改革特別区域計画において農家民宿等による濁酒製造を可能とし、伝統的な食文化をベースとした海のもの、山のもの、畑のものに「濁酒」という新たな食材を取り入れた、「まるごと岩崎」といった郷土料理の提供が充実し、グリーンツーリズム型観光への取組み強化により、リピーターを中心とした観光客の増加と地場製品の消費拡大による地域産業の振興が図られ、活力ある村づくりが推進される。

また、住民自らが郷土料理のメニューづくりなどの取組みを通じて村の地域振興に直接関わることで、地域への愛着や誇りが醸成されるとともに、「元気で光り輝く村づくり」への積極的かつ自主的な参加が図られるものである。

6．構造改革特別区域計画の目標

岩崎村の恵まれた自然環境という観光資源と農林水産業などを活用したグリーンツーリズム、ウィンターツーリズム等の体験型観光を振興し、農家民宿等に滞在しながら人と人、モノとモノの交流を推進させる。

さらに地元で取れた農産物、山の幸、海の幸などの食材を地域の食文化に根ざした伝統的調理法で提供し、濁酒と併せたもてなしをすることで、農家民宿・農家レストラン等での地産地消の推進による地場製品の消費拡大を図る。

また、地場製品を使った岩崎ならではの郷土料理メニュー・レシピづくりを進め、郷土料理と地場製品をセットにした形でインターネット等を活用した情報発信を行い、通信販売等も利用しながら地場製品の販路の拡充を図る。

こうした取組みを通じて、岩崎村でしか体験できない観光を創造し、都市住民が農漁村の生活体験や農林水産業を体験することで、岩崎村に対する理解と関心を高め、交流・連携へとつなげながら、岩崎村のイメージ向上を図り、観光客のリピーター化を進めることで観光産業だけではなく、農林水産業、サービス業などとの産業間のネットワーク化による総合的な産業振興による地域経済の活性化を実現することを目標としている。

現在、岩崎村には、既に旅館及び民宿といった施設は旅館4軒・民宿8軒・和風ペンション1軒・リゾート型宿泊（サンタランド白神）が1件あるが、そのうち農業を営んでいるのは6軒ある。さらに、民宿ではないが、グリーンツーリズム等の観光客の受入可能な農家は12戸程度あり、今後、こうした農業者の新規農家民宿・農家レストラン開業が期待される。

また、観光の拠点として第3セクター方式により開設した「サンタランド白神」や有限会社白神産業の農業参入（農産物を生産し、施設内レストランで消費）も検討されている。

今後、こうした動きを促進するため、全国実施される「農家民宿における簡易な消防設備等の容認（４０７）」の規制緩和の特例措置の活用や、今後の事業展開を見据えながら「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸し付け（１００１）」等更なる特例措置の追加を行っていききたい。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、都市と農漁村の交流が拡大し、交流人口の増加、観光客の増加が期待され、地域の観光収入の増加が見込まれる。

また、観光客の増加に伴い、地産地消の取組みにより、地元で生産される農林水産物の消費拡大が図られ、地場産業の活性化が推進される。さらに、農家民宿等で自家栽培した米を濁酒にすることにより、米の自家消費拡大が図られるとともに、米の付加価値が高まり、農家の副収入としての定着が見込まれる。こういった農家が今後民宿業に着手したり、民宿業者が農業に着手したりと今後更なる農林水産業・観光振興事業等の一約を担う。

表1 経済的社会的効果の指標

濁酒製造事業者数

(単位:人)

区分	平成15年度実績	平成17年度目標	平成20年度目標
事業者数		2(3施設)	11

観光客入込数

(単位:人)

区分	平成15年度実績	平成17年度目標	平成20年度目標
宿泊客数	24,510	25,736	27,022
日帰り客数	837,836	879,728	923,715
計	862,346	905,464	950,737

(資料): 青森県観光統計概要

観光消費額

(単位:千円)

区分	平成15年度実績	平成17年度目標	平成20年度目標
宿泊客	200,124	210,130	220,636
日帰り客	703,782	738,971	775,919
計	903,917	949,101	996,555

(資料): 青森県観光統計概要 平均単価 宿泊:8,165円 日帰り:840円

農産物生産額

(単位:百万円)

区分	平成10年度実績	平成17年度目標	平成20年度目標
農業産出額	474	498	523

(資料): 青森県農業統計

また、都市住民との交流・連携により、地元住民が忘れかけていた自然を始めとする地域資源のすばらしさ、農漁村生活の魅力の再発見がもたらされ、心豊かでゆとりのある自分たちのライフスタイルに自信を取り戻し、地域への愛着と誇りが醸成される。

さらに、地元住民が直接地域振興に参加することにより、自己の経験、技術、知恵が地域に役立つ喜びを住民が感じることで、地域に元気がよみがえり、活性化がもたらされる。

8. 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) グリーンツーリズム・ウィンターツーリズム等推進事業

グリーンツーリズム・ウィンターツーリズム等が推進されるよう次の事業を実施しながら、グリーンツーリズム等のプログラムの充実を図る。

「IWASAKI 白神教室、白神ブナの森わくわく塾」開催事業

海ほたるや森に自生する植物の観察等を通じ、自然について学ぶ機会を提供する。

農林水産業体験事業

都市住民が農林水産業を体験しながら、地元住民との交流を図るために実施する。

- ・田植え作業
- ・農作物収穫作業
- ・地引き網漁 等

「いわさきごっこまつり」開催事業

雪山での「そりあそび」などを通じ、冬の岩崎の魅力について体感してもらうために実施する。

「親子十二湖ウォーク」実施事業

親と子が十二湖の自然を観察しながらウォーキングを行うことで、自然の大切さやお互いの関係を考えるきっかけとすることを目的として開催する。また、冬季には自分で履く「かんじき」を自分で作成し、冬場にはなかなか入ることのない十二湖の新しい体験事業も実施している。

(2) 酒造好適米の調査・研究事業

特定農業者が中心となり、濁酒を製造するにあたりどうすればおいしい米等が

できるのか、また、お酒を製造するにはどういった米があうのかなど、供米や食するためだけとしての米ばかりではなく酒造にあった米の調査・研究事業を行う。

(3) 郷土料理メニューづくり事業

官民が共同により、地元で取れる農水産物を使った伝統的食文化に根ざした「まるごと岩崎」の郷土料理メニューを開発するとともに、インターネット等を活用した情報発信を行い、その普及に努める。

(4) 地産地消推進事業

村の行政、商工会、観光協会、農業協同組合、水産業協同組合などが協力し、地産地消を進めるための方策について協議検討し、当該方策について実現可能なもの、例えば村内のレストラン・飲食店等への地産地消への協力要請等から順次実施していく。

また、平成17年3月に完成予定の農林水産情報発信施設において、地場産品の直売や情報発信を行うとともに、首都圏等で開催されるイベント等（例「電気のふるさとじまん市」等）へ積極的に出展していく。

(5) 新規農家民宿等開業者及び法人等による農業への新規参入の支援

構造改革特別区域の進展により、将来は農業者による新規の農家民宿及び農家レストラン等の開業や法人等による新規農業参入の希望が増加することが期待される。

このため、将来的な上記の需要が発生することを想定し、「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸し付け（1001）」等の規制緩和の特例措置の全国実施の状況を見ながら、更なる特例措置の追加を含め、新規参入が図られるよう支援を行う。

また、将来、農業者による農家民宿等を開業する場合には、借入建築資金の利子補給及び過疎法による固定資産税の減免並びに営業方法の指導を行う。

別紙（特定事業番号707）

1．特定事業の名称

特定農業者による濁酒の製造事業

2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

白神のふもとどぶろく特区内で、農業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者で、自ら生産した米等を原料として濁酒を製造しようとする者

3．当該規制の特例措置の適用開始の日

構造改革特区認定の日

4．特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載するもので、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

岩崎村全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載するものが、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や施設などの詳細

特例適用により、特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造することが可能になり、手づくりの酒を自らの宿で宿泊者等に提供することで、旅の付加価値を上げると同時に当村を訪れようとする誘客数を増やすことにより、村全体の活性化が図られる。また、消費されるという目的があることから、特定農業者等が農業に従事する新たな楽しみを得るとともに、地域を訪れるお客様との交流の機会が発生することが想像される。

5．当該規制の特例措置の内容

グリーン・ツーリズムが全国的に展開されている中で、自然体験型のツーリズムに強くニーズが向けられている今日、岩崎村ならではの農林漁業や自然体験型のツーリズムに注目が集まっている。

当該規制の特例措置により、農家と民宿等を併せ営む農業者が、自ら生産した米等を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

これに伴い、旅行者等に濁酒の提供が可能となり、こういった特色のある旅は旅行者から見て「魅力のある旅」となることから、農林漁村である岩崎村の魅力を生かして滞在体

験型のツーリズムを促進し、旅行者の増加などによる交流人口の拡大が期待される。

また、こういった取り組みは農林漁業者の自発的な活動を促し、小規模であっても新しい事業として展開され村の活性化にもつながることから、当該特例措置の適用が必要である。